

呉市居住安定援助賃貸住宅事業の認定等に係る事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第40条に規定する居住安定援助計画（以下「計画」という。）の認定等の実施に関して、法及び国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、事務の円滑な実施に資することを目的とする。

(計画の認定申請)

第2条 法第40条に規定する計画の認定申請を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第5条に規定する申請書及び規則第8条に規定する添付書類を添えて、居住サポート住宅情報提供システム（以下「システム」という。）により、市長に提出するものとする。

(事前相談)

第3条 申請者は、前条の認定申請及び第6条の変更申請を行う場合は、当該申請内容について、都市部住宅政策課へ事前相談を行うこととする。

(認定通知)

第4条 市長は、認定申請に係る計画が認定基準に適合する場合は、居住安定援助計画認定通知書（第1号様式）により申請者に通知するものとする。

(認定しない旨の通知)

第5条 市長は、認定申請に係る計画が認定基準に適合しない場合は、居住安定援助計画を認定しない旨の通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(計画の変更申請)

第6条 計画の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）が、法第44条の規定により計画の変更をする場合は、規則第22条に規定する申請書及び同条第2項に規定する添付書類を添えて、システムにより、市長に提出するものとする。

(変更の認定通知)

第7条 市長は、前条の計画が、認定基準に適合する場合は、居住安定援助計画変更認定通知書（第3号様式）により認定事業者に通知するものとする。

(軽微な変更の届出)

第8条 認定事業者が、規則第21条による軽微な変更をしようとするときは、システムにより、市長に届け出るものとする。

(専用賃貸住宅の目的外使用)

第9条 認定事業者は、法第50条の規定により、目的外使用の申請をしようとするときは、規則第32条に規定する申請書を、システムにより、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請を承認するときは、目的外使用に係る承認通知書（第4号様式）により認定事業者に通知するものとする。

(廃止)

第10条 認定事業者は、法第44条第3項の規定により、居住安定援助賃貸住宅事業を廃止するときは、規則第23条に規定する届出書を、システムにより、市

長に届け出するものとする。

2 市長は、前項の届出があったときは、廃止に関する公示を行うこととする。

(地位の継承)

第11条 法第45条の規定により、地位の承継の承認を受けようとする者は、規則第24条に規定する申請書に、地位の承継の事実を証する書類（以下「証明書類」という。）及びその写しを添えて、システムにより、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、規則第25条に規定する通知書に証明書類を添えて、当該承認を受けた者に通知するものとする。

(定期報告)

第12条 認定事業者は、法第49条の規定により、認定計画に基づく居住安定援助賃貸住宅事業の実施の状況等について、規則第30条第2項に規定する報告書を認定計画ごとに作成し、システムにより、毎年6月30日までに市長に報告するものとする。

(報告徴収及び立入検査)

第13条 法第54条の規定により市長が報告を求める場合は、居住安定援助賃貸住宅事業状況報告依頼書（第5号様式）により認定事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた認定事業者は、市長が指定する日までに、居住安定援助賃貸住宅事業状況報告書（第6号様式）を提出するものとする。

3 法第54条第1項の規定による立入検査は、市長の指示を受けた者（以下「立入検査員」という。）が行う。

4 前項の立入検査を行う立入検査員は、居住安定援助賃貸住宅立入検査員証（第7号様式）を携帯し、認定事業者その他関係者に提示しなければならない。

5 立入検査員は、第3項の立入検査を実施したときは、速やかにその結果を市長に報告するとともに、認定事業者にも通知するものとする。

(改善命令)

第14条 法第55条の規定による改善命令は、居住安定援助賃貸住宅事業改善命令書（第8号様式）により、認定事業者に通知するものとする。

(改善状況報告)

第15条 前条の規定により、必要な措置をとるべきことを命令された認定事業者は、速やかに措置を講じ、居住安定援助賃貸住宅事業改善状況報告書（第9号様式）を提出することにより、その結果を市長に報告するものとする。

(認定の取消しの通知)

第16条 市長は、法第56条第3項の認定の取消しの通知を行うときは、居住安定援助計画認定取消通知書（第10号様式）により通知するものとする。

付 則

この要綱は、令和7年10月1日から実施する。